

# 横浜市ひとり親家庭高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業

## 趣 旨

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親又は児童が、より良い条件での就業や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指す場合に、その学び直しを支援します。

## 内 容

高卒認定試験の合格を目指す場合に、本市があらかじめ指定した対策講座の受講のために本人が支払った費用の一部を支給します。

## 支 給 額

対象講座の受講を修了した際に支給する「受講修了時給付金」と、対象講座の受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する「合格時給付金」があります。

受講修了時給付金	受講費用の4割相当額（上限10万円）
合格時給付金	受講費用の2割相当額 （受講修了時給付金と併せて、上限15万円）

## 対 象 者

市内に居住する20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父並びにその児童（20歳未満）で、次の①～③を満たす方

- ① 母または父の所得（就労等による所得の額＋養育費の80%）が児童扶養手当の所得制限限度額未満である
- ② 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められる
- ③ 過去に受講修了時給付金及び合格時給付金を受給していない

※ 講座指定申請及び支給申請（裏面の「手続き」参照）の両申請時に、上記要件を満たすことが必要です。

※ 所得から差し引ける諸控除は児童扶養手当と同じです。

## 対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）で、市長が適当と認めたもの

※ 高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外です。

※ 受講修了時給付金の支給申請時には、受講料領収書（コピー）及び受講修了証明書（原本）の添付が必要となります。給付金を受けようとする場合は、必ず、事前に、これらの書類の提供が可能かどうかを養成機関に確認してください。

## 手続き

### ① 講座指定申請

始めに、必ず講座の受講開始前にこども青少年局こども家庭課にご相談のうえ、講座指定申請手続きを行ってください。

※ひとり親家庭のお子さんが講座を受講する場合は、親子で相談のうえ申請してください。

### ② 支給申請＜受講修了時給付金＞

受講が修了しましたら、修了日から起算して 30 日以内に、あらためてこども青少年局こども家庭課に連絡し、支給申請手続きを行ってください。

### ③ 支給申請＜合格時給付金＞

受講修了時給付金を受給している方で、受講修了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合、合格証書に記載されている合格日から起算して 40 日以内に、こども青少年局こども家庭課に連絡し、支給申請手続きを行ってください。

## 支給方法

支給申請後に支給要件を確認し、ご指定の口座に振込みます。

## 問合せ・申請書送付先

横浜市こども青少年局こども家庭課 給付金担当

〒231-0005

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

電話：045-671-2390 FAX：045-681-0925